

V 畜産の部

解 説

この部には、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」結果並びに牛個体識別全国データベース等の情報により集計した加工統計から、飼養戸数、飼養頭（羽）数、生乳生産量と処理量、牛乳等生産量に関する統計を収録した。

1 調査等の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査対象

全国の豚飼養者、採卵鶏飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1,000羽以上の者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。）に限る。）及びブロイラーの飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の者に限る。）を対象とした。

なお、飼養者が複数の畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。

また、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行う企業体のような場合、それぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人又は法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

イ 調査期日

2月1日現在

ウ 調査方法

調査対象者が調査票に直接記入する自計調査とし、オンライン又は郵送調査により実施した。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査対象

調査対象処理場・工場は全国全ての牛乳処理場及び乳製品工場とした。なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除く。

イ 調査期間

1月～12月の1年間を調査期間とし、基礎調査は12月末日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

ウ 調査方法

(ア) 基礎調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(イ) 月別調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査システムにより調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(3) 乳用牛及び肉用牛の取りまとめ

乳用牛及び肉用牛については、令和2年から飼養者を対象とした統計調査を廃止し、新たに牛個

体識別全国データベース、乳用牛群能力検定成績等の情報を利用して集計する加工統計に変更した。

ア 集計の対象

全国の牛个体識別全国データベースに登録された乳用牛及び肉用牛の飼養者。

イ 集計の期日

毎年2月1日現在。

ウ 集計方法

(ア) 飼養戸数

飼養戸数は、個体データに登録されている飼養者ごとの飼養形態(乳牛・肉牛・複合)を集計した。

ただし、飼養形態が乳用牛飼養者であっても個体データに乳用牛の頭数登録がない飼養者及び飼養形態が肉用牛飼養者であっても個体データに肉用牛の頭数登録がない飼養者は、飼養戸数に含めていない。

(イ) 飼養頭数

① 乳用牛

個体データの乳用種めすの飼養頭数から肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を差し引いて集計した。

なお、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数とは、個体データの飼養者ごとの牛の種類・年齢別情報による、乳用種めすのうち3歳未満の牛のみを飼養し、かつ、牛の飼養頭数に占める肉用種、乳用種おす及び交雑種の飼養頭数割合が8割以上の飼養者の乳用種めすの飼養頭数をいう。

② 肉用牛

個体データの肉用種、乳用種おす及び交雑種の飼養頭数に、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を加えて集計した。

2 定義

乳用牛	搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。）をいう。 本統計において乳用牛と肉用牛の別は、品種区分ではなく利用目的によって区分するため、集計対象はめすのみとし、交配するためのおすは除く。 なお、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育中のもの（老廃牛の肥育等）は肉用牛とせず乳用牛に含めた。 (注)受精卵移植を受けたホルスタイン 和牛等の受精卵を受胎したホルスタイン(いわゆる「借り腹」)は、酪農家が飼養(搾乳を目的として飼養)している場合は、分べん後は、当然、他の搾乳牛と同様に生乳生産に寄与することから「乳用牛」とする。
成畜	成畜とは満2歳以上の牛をいう。 ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験がある牛は、成畜に含める。
肉用牛	肉用を目的として飼養している牛をいう。 本統計において肉用牛と乳用牛の別は、品種区分ではなく利用目的によって区分するため、乳用種のおすばかりでなく、未經産牛のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。 ただし、搾乳経験のある牛を肉用目的に肥育しても肉用牛に含まない。

肉用種の子取り用めす牛	<p>子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。</p> <p>(注)受精卵移植を受けたホルスタイン</p> <p>肉用牛生産者が飼養している場合は、ホルスタインを子取り用として和牛等の繁殖用に利用するものであり、二次的に乳の生産が行われていたとしても飼養目的から肉用牛(乳用種)として取り扱う。</p> <p>ただし、ホルスタインの飼養が搾乳を目的と判断される場合は、乳用牛とする。</p>
豚	<p>肉用を目的として飼養している豚をいう。</p>
子取り用めす豚	<p>生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。</p>
種おす豚	<p>生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚をいう。</p>
肥育豚	<p>自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。</p>
その他豚	<p>肥育豚、子取り用めす豚及び種おす豚以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売する場合にはここに含めた。</p>
採卵鶏	<p>鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。</p>
ブロイラー	<p>当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含まない。</p>
生牛乳	<p>搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。</p> <p>生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。</p>
加工乳	<p>生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの(成分調整牛乳、低脂肪牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。)をいう。</p>
成分調整牛乳	<p>生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。</p>
乳飲料	<p>生乳、牛乳、特別牛乳及びこれらを原料として製造した乳製品を主要原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの(ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど)を加えたものをいう。</p>
はっ酵乳	<p>生乳及び乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状又は液状にしたものをいう。</p>